

大阪府立福泉高等学校PTA規約

(名 称)

第 一 条 本会は、大阪府立福泉高等学校PTAと称し、事務所を本校内におく。

(目 的)

第 二 条 本会は、会員相互の協力により、学校と家庭及び地域社会との連携を密にして生徒の健全な成長を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 学校及び家庭における教育の理解と振興
- (2) 校外における生徒の生活指導
- (3) 地域環境の教育的改善及び会員相互の研修
- (4) その他必要な活動

(方 針)

第 三 条 本会は、前条の目的を達成するため、教育を本旨とする社会教育関係団体として活動し、特定の政党、宗教にかたよらず、他のいかなる団体の支配や干渉も受けない。また、学校の管理運営や教職員の人事に干渉しない。

(会 員)

第 四 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。

(会 計)

第 五 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は生徒1人につき、年額4,000円とし、教職員も同額とする。
- 3 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役 員)

第 六 条 本会に、次の役員をおき任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1名 (保護者)
- (2) 副 会 長 若干名 (保護者)
- (3) 書 記 若干名 (うち1名は教職員)
- (4) 会 計 若干名 (うち1名は教職員)

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の活動状況を記録し、その庶務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(会計監査)

第 七 条 本会に、会計監査2名をおく。任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 会計監査は、会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(総 会)

第 八 条 総会は、年1回以上開催し、会長がこれを召集する。

- 2 臨時総会は、実行委員会の議決又は会員の4分の1以上の要求があるときは開くものとする。

3 総会は、会員の総数の5分の1以上の出席(ただし、委任状を含む。)を必要とし、また、当日出席者の過半数の同意がなければ議決することができない。

- 4 総会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業計画及び予算案の承認
- (3) 会務及び決算報告の承認
- (4) その他重要事項の審議

(委 員 会)

第 九 条 本会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。委員長及び副委員長は、会長がこれを委嘱する。

- (1) 学級委員会 各学年の学級に関する事項について協議する。
- (2) その他本会の活動に必要な委員会

(実行委員会)

第十条 実行委員会は、役員・会計監査、各種委員会の委員長及び副委員長並びに校長・教頭・事務長及び学校担当教員をもって構成し、本会全般の企画運営の任にあたる。

(細則の制定)

第十一条 役員を選出その他についての細則を別に定めることができる。

(規約改正)

第十二条 本規約は、総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。ただし、改正案は事前に全会員に通告するものとする。

付 則

- 1 この規約は昭和58年4月8日から実施する。
- 2 この規約は、一部改正し昭和60年4月1日から適用する。
- 3 この規約は、一部改正し平成4年4月1日から適用する。

細 則

(役員選出規定)

第一条 役員及び会計監査の候補者を定めるため、指名委員会を設ける。

第二条 指名委員会の構成は、各学年からと教職員及び実行委員会から選出された若干名の指名委員からなり、互選により指名委員長を定める。

第三条 指名委員会は、あらかじめ本人の承認を得たうえで役員候補者を指名し、総会までに公示する。

第四条 選出事務の一切は、指名委員会が行い、役員及び会計監査は総会の承認を得て決定する。なお、指名委員会は、その任務を終了したとき解散する。

(慶弔規定)

第五条 会員又は生徒死亡の場合は、次のとおり贈り弔意を表する。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 保護者の場合 | 10,000円並に「楡又は供花」 |
| (2) 生徒の場合 | 20,000円並に「楡又は供花」 |

第六条 教職員の場合は、次のとおり贈り弔意を表する。

教職員の死亡の場合 10,000円並に「楡又は供花」

第七条 その他、特別の場合については、実行委員会で審議する。

付 則

- 1 この細則は昭和58年4月8日から実施する。
- 2 この細則は、一部改正し昭和62年 4月1日から適用する。
- 3 この細則は、一部改正し昭和63年 4月1日から適用する。
- 4 この細則は、一部改正し平成 5年 4月1日から適用する。
- 5 この細則は、一部改正し平成12年 5月6日から適用する。
- 6 この細則は、一部改正し平成17年10月1日から適用する。
- 7 この細則は、一部改正し令和元年5月11日から適用する。